

砂防ボランティア全国連絡協議会規約

第1章 総則

(名 称)

第1条 本会は、砂防ボランティア全国連絡協議会と称する。

(事務局)

第2条 本会は、事務局を千代田区平河町2-7-4 砂防会館 別館6階に置く。

TEL 03-5216-5871 FAX 03-3262-2201

第2章 目的及び活動

(目 的)

第3条 本会は、各砂防ボランティア協会相互間の連絡、情報交換を行い、砂防ボランティアの活動を円滑に実施することを目的とする。

(活動内容)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- 1) 砂防ボランティア協会活動の連絡・調整
- 2) 斜面判定士の認定
- 3) その他、本会の目的を達成するために必要な活動

第3章 構成団体

(構成団体)

第5条 本会の構成団体は、各砂防ボランティア協会等とする。

- 2 第3条(目的)に賛同し本会への入会を希望するものは、会長にその旨を申し出て(事務局経由)、会長の承認を得るものとする。

第4章 役員及び職務

(役 員)

第6条 本会に次の役員を置く。

会長
事務局長

(選 任)

第7条 会長は、連絡協議会において選任する。

(職 務)

第8条 会長は、本会の会務を総理し、会議を招集する。

- 2 事務局長は、本会の事務を執行する。
- 3 規約改正は、役員会において決定する。

第5章 特別職

(特別職)

第9条 本会に特別職を若干名置くことができる。

- 2 会長は、特別職の任命や退任の決定をすることができる。
- 3 特別職は会長の求める事項について助言を行う。

4 特別職は議決に加わることはできない。役員会や連絡協議会等に招集されない。

第6章 連絡協議会

(開 催)

第10条 連絡協議会は必要に応じ開催する。

(議 長)

第11条 連絡協議会の議長は、会長または会長が指名するものがこれを行う。

附 則

1. この規約は、平成9年6月2日から施行する。
2. この規約は、平成12年5月29日から施行する。
3. この規約は、平成13年7月1日から施行する。
4. この規約は、平成24年6月29日から施行する。
5. この規約は、令和6年4月1日から施行する。

砂防ボランティア全国連絡協議会 役員等名簿

会 長	亀江 幸二	H28. 5. 23 選任
事務局長	今井 一之	R4. 4. 1～